

# 風の樹 重要事項説明書

〈 年 月 日現在 〉

## 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-561-3855 (午前9時30分～午後5時00分まで)

担当 生活相談員

※ご不明な点は、何でもご相談下さい。

## 2. 特別養護老人ホーム風の樹の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

提供サービス等	介護老人福祉施設 (東京都 1374600540)
施設名称	特別養護老人ホーム 風の樹
所在地	東京都東大和市蔵敷3丁目873番地1

### (2) 職員体制

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1名	名	1名	風の樹短期入所事業所の管理者と兼務
医師	名	2名	2名	内科及び精神科
生活相談員	2名(1)	名	2名(1)	介護支援専門員と兼務
管理栄養士	1名	名	1名	
機能訓練指導員	1名	(1名)	1名(1)	1名は看護職員と兼務
介護支援専門員	(1名)	名	(1名)	生活相談員と兼務
看護職員	2名	3名(1)	5名(1)	1名は機能訓練指導員と兼務
介護職員	23名	23名	46名	
事務職員	4名	名	4名	

※ ( ) 内は、兼務職員を表す。

### (3) 同施設の設備概要

定員		100名	理美容室	1室
居室	入所個室	100室	医務室	1室
	短期入所個室	10室	リビング	11室
浴室	個浴槽	3槽	ダイニング	11室
	機械浴槽	3槽		

### (4) 運営の方針

利用者及びその家族のニーズをきめ細かく把握し、誰でもが安心して受けられるサービスを提供するとともに、利用者の生活を制限することは最小限とし、住み良い生活の場を提供するよう努めていきます。また、いろいろな研修に積極的に参加しサービスの質の向上を高めるよう努めていきます。

## 3. サービスの内容

### ① 施設サービス計画の立案

包括的自立支援プログラム等を使用します。

### ② 食事

朝食：午前8時00分～、昼食：午後0時00分～、夕食：午後6時00分～となります。原則として、体調不良などの一部の方を除きダイニングにておとり頂きます。

### ③ 入浴

週2回身体状況にあった浴槽に入浴して頂きます。ただし状況によっては清拭となる場合があります。

### ④ 介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。  
食事、排泄、入浴、移動、整容等の介助、体位交換（状態に応じて）、シーツ交換、ベットメーカー等、日常生活に係わる介護。

### ⑤ 買物外出

毎週、買物外出に出かけています。依頼があれば買物の代行も承ります。

### ⑥ 行事

敬老の日、夕涼み会、喫茶室等の他、各ユニットにて季節に合わせた催し物、趣味活動などを行います。

### ⑦ 理美容サービス

当施設では、理美容サービスを受けることができます。料金は別途かかります。

### ⑧ 機能訓練

日常生活動作（ADL）に合わせた機能訓練を行います。

### ⑨ 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

### ⑩ 健康管理

当施設では、年2回健康診断を行います。

#### ⑪ 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受付けます。ご希望の際は生活相談員にお申し出下さい。手続に係わる経費はその都度お支払い頂きます。

### 4. 入退所の手続き

#### (1) 入所の手続き

所定の入所申込書でお申し込み下さい。入所検討の上、居室に空きがあれば入所頂きます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

① 入所申込は利用者が要介護3から要介護5となります

② 要介護1又は要介護2の方においては「やむを得ない事情」により、特例的に入所が認められる場合があります。

#### (2) 退所手続き

① 利用者のご都合で退所される場合

いつでも申し出により退所できます。ただし、退所先及び身元引受人の確認をさせていただきます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ. 利用者が他の介護保険施設に入所した場合

ロ. 利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）・要支援・要介護1・要介護2と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了いたします

※要介護1又は要介護2の方においては「やむを得ない事情」により、引き続き特例的に継続入所が認められる場合があります。

ハ. 利用者がお亡くなりになった場合

ニ. やむを得ない事情により施設を閉鎖する場合

(3) 施設サービスが提供できない場合がございます

① 入院して医療・治療が必要と判断された場合

② 施設として適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することが困難な場合

### 5. 施設利用に当たっての留意事項

① 面会

午前9時から午後7時まででしたらご自由に面会することができます。その他の時間であれば職員に必ず声を掛けて下さい。

② 外出・外泊

健康状態に問題無く、どなたかのお迎えがあれば、いつでもできます。なるべく事前に施設まで連絡を入れて下さい。

③ 飲酒・喫煙

飲酒は、他人に迷惑を掛けず、疾病的に問題なければ可能です。喫煙は、疾病的に問題無く、所定の場所で吸って頂ければ可能です。

④ 設備・器具の利用

テレビなど各ユニットの設備機器は、他の利用者と仲良くご使用下さい。

⑤ 金銭・貴重品の管理

自己管理の場合、紛失されても施設での責任は負いかねますので、高額な物をご遠慮下さい。

⑥ 所持品の持込み

個室のスペースの可能な範囲でお持ち下さい。

⑦ 診察

必要に応じて、他の専門医による診察または、入院をして頂くこともあります。  
(提携病院は、東大和病院、武蔵村山病院及び南台病院となっております。)

⑧ 宗教活動

施設内での勧誘及び、他の利用者に不安を与える活動はご遠慮下さい。

⑨ ペット

施設でペットを飼うのはご遠慮下さい。

⑩ 電話の取り次ぎ

午前9時から午後5時の間をお願いします。時間外は、介護に支障をきたしますので、緊急やむを得ない場合をのぞきご遠慮下さい。

6. 要介護認定の申請に係る援助

- (1) 利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- (2) 利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代わって行います。

7. サービス提供の記録の保存

- (1) 施設サービスの提供に関する記録を作成し、これを契約終了後2年間保管します。
- (2) 利用者は午前9時から午後5時の間、事務室にて当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧また、サービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

8. 退所時の援助

- (1) 契約の終了により利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に生活なされることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

9. 秘密保持の厳守

- (1) 施設及び全ての職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様といたします。
- (2) 利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し、利用者の個人情報を提供いたしません。

10. 施設の安全対策

- (1) 利用者の施設内での事故を防止する為、外部の研修を受けた担当者を置き、専門の委員会を月に1回程度開催し、リスクマネジメントを行っていきます。又、万が一発生した場合は手順に沿って迅速に対応いたします。
- (2) 感染症や食中毒の発生やまん延を予防する為、対策委員会を月に1回程度開催し、指針・マニュアルの作成や職員への周知を行い、迅速に対応していきます。

(3) 利用者の褥瘡予防の為、褥瘡対策に関する教育、用具の使用や体位交換などを組み合わせて適切な対応を行っていきます。

感染症や食中毒、リスクマネジメントに関する研修や訓練を定期的実施します。

#### 1 1. 緊急時の対応方法

利用者は、年齢による体力、認知度等の機能低下により、施設入所中に体調が急変したり、転倒等の事故が起きうる可能性があります。施設では原則身体拘束は行いません。利用者に容態の変化等があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡し、相談の上、医師に受診するなどの必要な処置を講じます。

##### 第1連絡先

氏名	
住所	〒
電話番号	① ②
メールアドレス	
続柄	

##### 第2連絡先

氏名	
住所	〒
電話番号	① ②
メールアドレス	
続柄	

#### 1 2. 看取り介護

終末期の看取りに付いては、利用者が重度の病態になった場合に、家族と施設との相談に基づいて可能な範囲にて夜間の看護師等との連絡体制をとり、看取り介護を行ってまいります。

### 1 3. 非常災害対策

#### (1) 非常災害時の対応

自衛消防隊員が活動します。また、火災が発生すると自動的に消防署へ連絡が、行くようになっていきます。

災害時の備蓄食料として、3日分の飲料水（900ℓ）、3日分の備蓄食料（900食）、備蓄燃料を常時確保しております。

#### (2) 防災設備

消火器、屋内消火栓、スプリンクラー

#### (3) 防災訓練

月1回、様々な場面を想定して実施しています。

#### (4) 事業継続計画（BCP）

計画に基づいた研修や訓練を実施しています。

#### (5) 防火責任者

槐 泰 成

### 1 4. 事故発生時の対応

ご利用期間中に発生した事故に関しましては、速やかに家族・関係機関へ報告し、適切な対応をいたします。

### 1 5. サービス内容に関する相談・苦情窓口

#### (1) 当施設利用者相談・苦情・事故発生時の担当

担当 生活相談員 川久保久史 ・ 松本美咲 ・ 山岸里江

電話 042-561-3855

#### (2) 保険者（市区町村の介護保険課等）

#### (3) 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 03-6238-0177

### 1 4. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人 一石会

代表者役職・氏名

理事長 大堀 洋一

法人本部所在地

東京都青梅市今井5丁目2440番地の141

電話番号

0428-31-3666

当法人における実施事業

- |                  |       |                 |       |
|------------------|-------|-----------------|-------|
| 1. 介護老人福祉施設      | (3ヶ所) | 2. 短期入所生活介護     | (3ヶ所) |
| 3. 通所介護          | (4ヶ所) | 4. 認知症対応型通所介護   | (2ヶ所) |
| 5. 居宅介護支援        | (3ヶ所) | 6. 訪問介護         | (1ヶ所) |
| 7. 小規模多機能型居宅介護   | (1ヶ所) | 8. 認知症対応型共同生活介護 | (1ヶ所) |
| 9. 地域包括支援センター    | (1ヶ所) | 10. 高齢者見守り相談窓口  | (1ヶ所) |
| 11. その他これに付随する事業 |       |                 |       |

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者にたいして契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(西暦)                  年                  月                  日

〈事業者〉

所在地      〒 2 0 7 - 0 0 3 2      東京都東大和市蔵敷 3 丁目 8 7 3 番地の 1

名 称      特別養護老人ホーム      風の樹

説明者      所属                  生活相談員

氏 名    印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住所      東京都東大和市蔵敷 3 丁目 8 7 3 番地 1  
            特別養護老人ホーム      風の樹

氏名    印

〈身元引受人〉

住所

氏名    印

【契約書別紙】

1. 利用料金

① 基本料金（施設利用料）

区 分	1日当りの施設利用料（多床室／従来型個室）				
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分
要介護1	670単位	7,061円	707円	1,413円	2,119円
要介護2	740単位	7,799円	780円	1,560円	2,340円
要介護3	815単位	8,590円	859円	1,718円	2,577円
要介護4	886単位	9,338円	934円	1,868円	2,802円
要介護5	955単位	10,065円	1,007円	2,013円	3,020円

② 加算料金

区 分	1日当りの施設利用料					備 考
	単位数	10割負担分	1割負担分	2割負担分	3割負担分	
日常生活継続支援加算	46単位	484円	49円	97円	146円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位	231円	24円	47円	70円	いずれか一つ を算定
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位	189円	19円	38円	57円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位	63円	7円	13円	19円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ	18単位	189円	19円	38円	57円	いずれか一つ を算定
夜勤職員配置加算（Ⅳ）ロ	21単位	221円	23円	45円	57円	
看護体制加算（Ⅰ）イ	6単位	64円	7円	13円	67円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	13単位	137円	14円	28円	42円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位	126円	13円	26円	38円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位	210円	21円	42円	63円	月1回算定
個別機能訓練加算（Ⅲ）	20単位	210円	21円	42円	63円	月1回算定
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位	320円	32円	64円	95円	月1回算定
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位	632円	64円	127円	190円	月1回算定
精神科医療養指導加算	5単位	52円	6円	11円	16円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	115円	12円	23円	35円	
低栄養リスク改善加算	300単位	3,162円	317円	633円	949円	月1回算定
再入所時栄養連携加算	400単位	4,216円	422円	844円	1,265円	1回限り
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位	948円	95円	190円	285円	月1回算定
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位	1,159円	116円	232円	348円	月1回算定
経口維持加算（Ⅰ）	400単位	4,216円	422円	844円	1,265円	月1回算定
経口維持加算（Ⅱ）	100単位	1,054円	106円	211円	317円	月1回算定
経口移行加算	28単位	295円	30円	59円	89円	
療養食加算	6単位	63円	7円	13円	19円	1食毎算定
初期加算	30単位	316円	32円	64円	95円	
外泊時加算	246単位	2,592円	260円	519円	778円	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位	105円	11円	21円	32円	月1回算定



排せつ支援加算（Ⅱ）	15 単位	158 円	16 円	32 円	48 円	月 1 回算定
排せつ支援加算（Ⅲ）	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円	月 1 回算定
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3 単位	31 円	4 円	7 円	10 円	月 1 回算定
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位	137 円	14 円	28 円	42 円	月 1 回算定
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	421 円	43 円	85 円	127 円	いずれか一つ
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位	527 円	53 円	106 円	159 円	を月 1 回算定
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	3月に1回を限度 に月 1 回算定
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円	月 1 回算定
安全対策体制加算	20 単位	210 円	21 円	42 円	63 円	入所日初日のみ
配置医師緊急時対応加算（Ⅰ）	650 単位	6,851 円	686 円	1,371 円	2,056 円	早朝・夜間に診察
配置医師緊急時対応加算（Ⅱ）	1300 単位	13,702 円	1,371 円	2,741 円	4,111 円	深夜に診察
配置医師緊急時対応加算（Ⅲ）	325 単位	3,425 円	343 円	685 円	1,028 円	勤務時間外
認知症専門ケア加算 Ⅰ	3 単位	31 円	4 円	7 円	10 円	いずれか一つ
認知症専門ケア加算 Ⅱ	4 単位	42 円	5 円	9 円	13 円	を算定
若年性認知症利用者受入加算	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円	
認知症緊急対応加算	200 単位	2,108 円	211 円	422 円	633 円	
退所前訪問相談援助加算	460 単位	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円	
退所後訪問相談援助加算	460 単位	4,848 円	485 円	970 円	1,455 円	
退所時相談援助加算	400 単位	4,216 円	422 円	844 円	1,265 円	1 回限り
退所前連携加算	500 単位	5,270 円	527 円	1,054 円	1,581 円	1 回限り
退所時情報提供加算	250 単位	2,635 円	264 円	527 円	791 円	1 回
退所時栄養情報連携加算	70 単位	737 円	74 円	148 円	222 円	1 回
看取り介護加算（Ⅰ）	72 単位	758 円	76 円	152 円	228 円	死亡日以前 31～45 日
	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円	死亡日以前 4～30 日
	680 単位	7,167 円	717 円	1,434 円	2,151 円	死亡日前日・前々日
	1280 単位	13,491 円	1,350 円	2,699 円	4,048 円	死亡日
看取り介護加算（Ⅱ） ※配置医師緊急時対応加算を算定している場合	72 単位	758 円	76 円	152 円	228 円	死亡日以前 31～45 日
	144 単位	1,517 円	152 円	304 円	456 円	死亡日以前 4～30 日
	780 単位	8,221 円	823 円	1,645 円	2,467 円	死亡日前日・前々日
	1580 単位	16,653 円	1,666 円	3,331 円	4,996 円	死亡日
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円	いずれか一つを
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 単位	52 円	6 円	11 円	16 円	月 1 回算定
新興感染症等施設療養費	240 単位	2,529 円	256 円	506 円	759 円	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	150 単位	1,581 円	159 円	317 円	475 円	いずれか一つを
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	120 単位	1,264 円	127 円	253 円	380 円	月 1 回算定
自立支援促進加算	280 単位	2,951 円	296 円	591 円	886 円	
協力医療機関連携加算	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	2025 年度から
	50 単位	527 円	53 円	106 円	159 円	は 50 単位
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 単位	1,054 円	106 円	211 円	317 円	いずれか一つ

生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 単位	105 円	11 円	21 円	32 円	を算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1 月算定単位数の 8.3%					いずれか一つ を算定
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1 月算定単位数の 6.0%					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1 月算定単位数の 3.3%					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1 月算定単位数の 2.7%					いずれか一つ を算定
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1 月算定単位数の 2.3%					
介護職員等ベースアップ等支援加算	1 月算定単位数の 1.6%					
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1 月算定単位数の 14.0%					いずれか一つ を算定
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1 月算定単位数の 13.6%					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1 月算定単位数の 11.3%					
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1 月算定単位数の 9.0%					

## 2. 介護保険対象外料金

### ① 特定入所者介護サービス費に関する居住費及び食費

項目	内容	1 日当り料金				
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
食 費	朝昼夕 おやつ	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,645 円
居住費	個 室	880 円	880 円	1,370 円	1,370 円	2,700 円

※ 2021年3月31日以前より入所している第4段階利用者の居住費については、経過措置として退所日まで1日当たり2,006円に施設独自で軽減します。

### ② その他

項目	内 容	単位	単 価	希望選択欄	
				あり	なし
日用品 A セット	男性用 ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドソープ、保湿クリーム、アイコットン(眼脂清掃)、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、洗口液、カミソリ、シェービングクリーム、乾電池(単3)、消臭芳香剤、綿棒、ペーパータオル、タオル類リース	1 日	120 円		

項目	内容	単位	単価	希望選択欄	
				あり	なし
	女性用 ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、ハンドソープ、保湿クリーム、アイコットン（眼脂清掃）、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、洗口液、カミソリ、化粧水、乾電池（単3）、消臭芳香剤、綿棒、ペーパータオル、タオル類リース				
日用品Bセット	男性用 Aセット・男性用に、義歯ケース、爪切り、ヘアブラシ、コップ（居室内にて使用するもの）、洗顔フォーム、シェービングローション、消臭スプレー、防虫剤（クローゼット用）を加えたもの	1日	150円		
	女性用 Aセット・女性用に、義歯ケース、爪切り、ヘアブラシ、コップ（居室内にて使用するもの）、洗顔フォーム、乳液、消臭スプレー、防虫剤（クローゼット用）を加えたもの				
飲み物代	コーヒー、紅茶、ココア、ポカリスエット、イオンサポートゼリーほか	1日	65円		
レクリエーション費	書道、喫茶室、買物外出、外食、調理等	1回	実費		
持込家電電気代	テレビ、ラジオ、空気清浄器、加湿器等	1日	25円		
理美容代	理容・美容	1回	実費		
予防接種等	インフルエンザ等	1回	実費		
遺留（退所）物品処分費用	退所時に荷物処分を依頼される場合	1回	3,000円		
エンゼルケア費用	エンゼルケア用品（浴衣等一式）		5,000円		
死亡診断書料	死亡診断書作成		実費		

※ 日用品セット費用、飲み物代、レクリエーション費、理美容代、予防接種等、遺留（退所）物品処分費用は希望された方のみが対象となります。

③ 預かり金費用

要介護1～5	預り金管理費用	預り金事務（医療費・薬代一部負担金、買物費用等）	1日	60円
--------	---------	--------------------------	----	-----

「利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項」

当事業所では、サービスの質の向上及び利用者の適切なサービス選択に資するため、以下の通り評価機関による第三者評価を実施しております。

- (1) 実施の有無  
実施有り
- (2) 実施した直近の年月日  
2024年3月13日
- (3) 実施した評価機関の名称  
株式会社 福祉企画総合研究所
- (4) 評価結果の開示状況
  - ・ 事業所内に評価結果を設置
  - ・ 東京福祉ナビゲーションに公表